

公募型プロポーザル方式による業者選定実施公告

旧市役所庁舎及び旧市立安芸中学校跡地活用に係る民間活力導入可能性調査委託業務について、公募型プロポーザル方式により業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和6年4月5日

安芸市長 横山 幾夫



1 業務の概要

(1) 業務名

旧市役所庁舎及び旧市立安芸中学校跡地活用に係る民間活力導入可能性調査委託業務

(2) 業務の目的

本市では、市役所の移転及び市立中学校の統合により、跡地となった旧市庁舎並びに旧市立安芸中学校施設において、新たな交流の場やにぎわいの創出など、市勢浮揚と地域活力の維持・強化につながる活用策を検討している。

本業務では、両施設跡地活用において、令和6年3月に策定した「旧市庁舎及び旧市立安芸中学校跡地活用に関する基本構想」を踏まえ、当該事業における事業スキームの詳細検討、PPP/PFI等の民間活力導入に向けた可能性調査及びそれらを踏まえた基本計画の策定に取り組むことを目的とする。

(3) 業務内容

別途定める「旧市役所庁舎及び旧市立安芸中学校跡地活用に係る民間活力導入可能性調査委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）による。ただし、契約時における仕様書は、契約候補者の企画提案内容に応じて、変更することができる。

(4) 業務履行期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

2 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と参加者のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催する。あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、審査委員から最も多く第1位の順位を獲得した者を「候補者」に、2番目に多く第1位の順位を獲得した者を「次点者」として選定する。

なお、第1位の順位を獲得した者が同数の場合は、第2位を最も多く獲得した者から順に、候補者、次点者を選定する。第1位、第2位獲得数が同数の場合は、企画提案書テーマ③「適切な事業手法の選定について（様式11号）」の評価が高い参加者を受託候補者として選定する。参加資格者が1者の場合であっても、審査及び評価を行い、基準（審査会委員全員の評価点の合計が、当該配点の合計の6割を超えていること）を満たしていると判断した場合は受託候補者として選定する。

業務の実施にあたっては、企画提案の内容をそのまま実施するということではなく、候補者と安芸市は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行うものとする。この交渉が整ったときに、地方自治法施行令第167条の6第1項第2号に定める随意契約の手続きに進むものとする。

ただし、14 日以内（予定）に交渉が整わない場合には、次点者に選定された者が、改めて安芸市と交渉を行うことができるものとする。

3 参加者の資格

参加者の資格要件は（1）～（9）の全てを満たす者とする。

- （1）本市基本構想における活用の方向性を踏まえ、過去5年間に於いて、地方自治体又はその他の公共団体が発注するPPP/PFI手法における民間活力導入可能性調査業務及びPFI アドバイザリー業務又はその他類似する業務について、地方公共団体から元請けとして受注した実績があること。
- （2）参加申込書の提出時点において、本市の入札参加資格者名簿（指名業者登録名簿）に登録されている者であること又は現に登録がない者で、参加申込書の提出時点において入札参加資格者名簿登録の申請中であり、本件契約手続き開始までに登録が完了する者であること。
- （3）「別添仕様書 4. 業務内容」の事業を実施できる事業者であること。
- （4）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （5）公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日も、国、高知県、安芸市及び他の地方公共団体のいずれからも指名停止等の措置を受けていないこと。
- （6）公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日も、安芸市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年規則第1号）に基づく入札参加資格指名停止措置を受けていないこと又は同規則第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しないこと。
- （7）法人格を有する団体であり、直近年度の国税（法人税及び消費税）、都道府県税（事業税及び都道府県税）、市町村税を滞納していない者であること。
- （8）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- （9）共同事業者として複数の法人が応募することもできるが、その場合は、次の事項に留意すること。
 - ①共同事業者の名称を設定し、共同事業者の代表となる法人（以下「代表事業者」という。）を定めること。優先交渉権者の選定後の協議は代表事業者と行うこととする。なお、代表事業者の変更は、原則として認めない。
 - ②共同事業者を構成する法人は、上記（2）～（8）については要件をすべて満たし、（1）については、共同事業者を構成する法人のいずれかが要件を満たし、かつ（1）の要件を満たす法人から2名以上が業務実施時に直接参加する業務実施体制を構築すること。
 - ③契約の締結にあたっては、代表事業者を契約の相手方とする。
 - ④同一事業者が複数の共同事業者の構成員を兼ねることはできない。
 - ⑤代表事業者の出資比率は構成員中最大であること。また、構成員の最小出資比率は2社の場合40%、3社の場合30%とする。

4 参加申込

プロポーザルに参加を希望する事業者は、別途定める「旧市役所庁舎及び旧市立安芸中学校跡地活用に係る民間活力導入可能性調査委託業務公募型プロポーザル実施要領」を確認のうえ、参加申込書にて申し込みすること。

- （1）提出方法：持込又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）
- （2）提出期限：令和6年4月15日（月）17時まで
- （3）提出先：〒784-8501 安芸市土居82番地1 安芸市企画調整課（担当：北村・野崎）

5 企画提案書の作成方法

別に定める「旧市役所庁舎及び旧市立安芸中学校跡地活用に係る民間活力導入可能性調査委託業務公募型プロポーザル実施要領 企画提案書等の作成要領」のとおり。

6 審査方法

別に定める「旧市役所庁舎及び旧市立安芸中学校跡地活用に係る民間活力導入可能性調査委託業務公募型プロポーザル審査要領」に基づき、参加者から提出された提案書等の書類及びプレゼンテーションの内容を審査する。

7 日程

(1) 募集開始	令和6年4月 5日(金)
(2) 参加申込書受付期間	令和6年4月 5日(金)～4月15日(月)
(3) 質疑受付期間	令和6年4月 5日(金)～4月10日(水)
(4) 質疑回答期限	令和6年4月12日(金)
(5) 参加資格結果通知	令和6年4月17日(水)
(6) 提案書提出期限	令和6年4月30日(火)
(7) プレゼンテーション実施	令和6年5月 8日(水)(予備日5月9日(木))
(8) 審査結果通知	令和6年5月10日(金)
(9) 契約締結	令和6年5月中旬【予定】

8 その他留意事項

詳細は、旧市役所庁舎及び旧市立安芸中学校跡地活用に係る民間活力導入可能性調査委託業務公募型プロポーザル実施要領、仕様書等による。